

**栗東市創業支援融資利子補給金  
事務要領**

令和5年4月

栗東市 商工観光労政課

## 目 次

1. 制度の目的.....	1
2. 対象となる融資資金 .....	2
3. 交付対象者.....	2
4. 利子補給率・補給上限額.....	2
5. 利子補給金の対象期間.....	3
6. 申請方法等.....	4

## 1. 制度の目的

この要領は、栗東市創業支援融資利子補給金交付要綱（平成29年栗東市告示第100号、以下「要綱」といいます。）に基づく補給制度の円滑な運用を図るため、事務処理について必要な補完的事項を定めるものです。

## 2. 対象となる融資資金

株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」といいます。）における融資制度のうち、新規開業向けの融資制度及び新型コロナウイルス感染症特別貸付を対象とします。新型コロナウイルス感染症特別貸付については、中小企業基盤整備機構が実施する特別利子補給制度の対象者は本市補給制度の対象外となります。

《例》新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金など

**注意：**事業所開設状況の確認のため、市の職員が現地に伺うことがあります。

## 3. 交付対象者

次の（１）から（４）までをすべて満たす方を交付対象者とします。

- （１）市内で開業を予定していること、又は開業していること。
- （２）公庫への融資申し込み時点で税務申告2期末満であること。
- （３）対象資金を当初の約定どおりに償還していること。
- （４）市区町村民税を完納していること。

次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- ・栗東市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員関係者
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業を行う者
  - ・公序良俗に反する事業や公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行う者
  - ・対象となる融資資金について、他制度での利子補給金の交付を受けた者
- ※他制度例：中小企業基盤整備機構が実施する特別利子補給制度

## 4. 利子補給率・補給上限額

### （１）利子補給率

利子補給率・補給上限額は次のとおりです。

利子補給率	上限額	備考
年1. 0%以内	年15万円	1事業者あたり15万円を上限に、毎年1月1日から12月31日までに支払った利子に対して補給します。

### （２）算定方法

利子補給金額は、次に掲げる算式により年度ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内での利子補給となります。

【算式】

$$\text{利子補給金額} = A \times \frac{X}{B}$$

A：毎年1月1日から12月31日までに支払った利子額

B：対象資金の融資利率          X：利子補給率

※交付申請の総額が予算額を上回る等の場合、利子補給率の上限値より小さい値が適用されることがあり、上記の算式により求められた利子補給金額を下回ることがあります。

※利子補給率は融資利率を上回らない率となります。

※利子補給金額は、支払った利子額の範囲内となります。

※1,000円未満は切り捨てとなります。

※利子の支払日のうち、約定返済日が金融機関の休業日に当たることにより、支払日が当該休業日の翌営業日となったものについては、約定返済日に支払われたものとして算定します。

### 5. 利子補給金の対象期間

融資を受けた月から3.6ヶ月を限度とします。ただし、次の(1)から(3)に該当する場合は、その時点(最後に利子を支払った月)までとなります。

- (1) 対象資金の償還期限を切り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (2) 事業所が市外へ移転した場合 移転した日
- (3) 事業を休止又は廃止した場合 休止又は廃止した日

#### 《例》利子補給金交付のイメージ

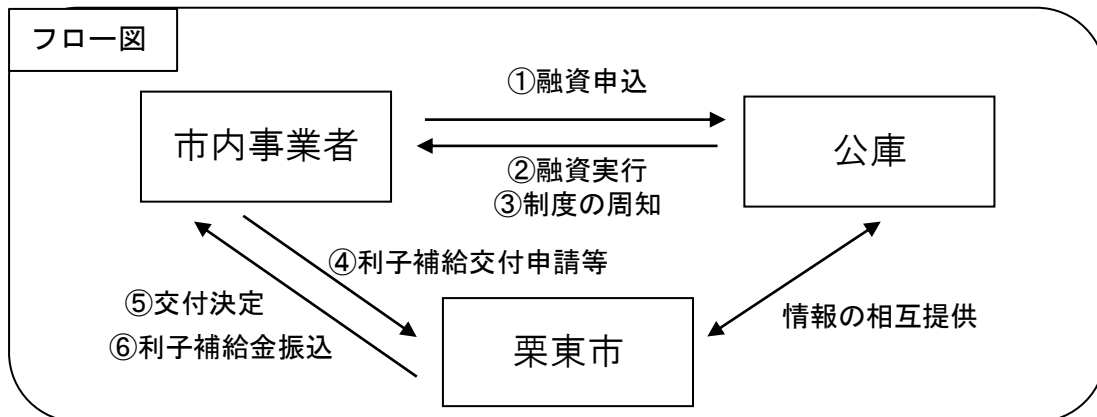
年	令和4年 (2022年)		令和5年 (2023年)		令和6年 (2024年)		令和7年 (2025年)		令和8年 (2026年)		令和9年 (2027年)		令和10年 (2028年)		
月	1~3	4~12	1~3	4~12	1~3	4~11	12	1~3	4~11	12	1~3	4~11	12	1~2	3
利子補給の対象とする期間	融資開始日の期間		令和4年中を開始基準月とする融資の補給期間(最大36ヶ月まで)												
		融資開始日の期間		令和5年中を開始基準月とする融資の補給期間(最大36ヶ月まで)											
			融資開始日の期間		令和6年中を開始基準月とする融資の補給期間(最大36ヶ月まで)										
					融資開始日の期間		令和7年中(1月~3月)を開始基準月とする融資の補給期間(最大36ヶ月まで)								
栗東市			・ 交付決定 ・ 利子補給金支払 ~3/31		・ 交付決定 ・ 利子補給金支払 ~3/31		・ 交付決定 ・ 利子補給金支払 ~3/31		・ 交付決定 ・ 利子補給金支払 ~3/31		・ 交付決定 ・ 利子補給金支払 ~3/31			・ 交付決定 ・ 利子補給金支払 ~3/31	
対象者		・ 令和2年分 ・ 交付申請兼請求 ~1/31		・ 令和3年分 ・ 交付申請兼請求 ~1/31		・ 令和4年分 ・ 交付申請兼請求 ~1/31		・ 令和5年分 ・ 交付申請兼請求 ~1/31		・ 令和6年分 ・ 交付申請兼請求 ~1/31		・ 令和7年分 ・ 交付申請兼請求 ~1/31			

※1申請者につき、平成29年度以降に当該制度の対象となった最初の融資の返済日を基準として、最大36ヶ月を補給します。

※なお、融資開始日が令和7年4月1日以降の新規申請は、利子補給の対象となりません。

## 6. 申請方法等

### (1) 手続きの流れ



- ①融資申込 公庫へ融資申込をします。  
 ②融資実行 公庫より資金が振り込まれます。  
 ③制度の周知 利子補給制度に関する情報提供があります。  
 ④利子補給金交付申請等  
 ・毎年1月末までに「栗東市創業支援融資利子補給金交付申請書兼請求書」及び添付書類（下表）を市（栗東市商工観光労政課）に提出します。  
 ※申請は融資を受けた事業者名で提出してください。代理人等名義での申請は認められません。  
 ※締切日までに申請がない場合には、その年度の利子補給金は支給できませんので、ご注意ください。2年目以降も毎年1月末までに申請手続きを行ってください。

### 《提出する書類》

※提出様式は、栗東市ホームページからダウンロードしてください。

書類名	備考	
(1)利子補給金交付申請書兼請求書	様式第1号(従業員数は申請時点の人数を記入)	
(2)誓約書	様式第1号(裏面)	
(3)償還予定表(写し・金融機関が発行)		
(4)支払(済)額明細書(写し・金融機関が発行)		
(5)利息支払証明書(原本・金融機関が発行)		
(6)市区町村民税の完納を証明する書類(原本)	申請の1ヶ月以内に発行されたもの	
(7)個人情報の提供に関する同意書	様式第2号	
市内で開業していること、又は市内で開業しようとしていることを確認できる書類		
法人	(8)登記簿謄本(写し)	申請の3ヶ月以内に発行されたもの
	(9)市に提出した法人設立(開設)申告書など(写し)	法人登記前の場合
	(10)店舗等の賃貸借契約書など(写し)	開業前の場合
個人	(11)事業所所在地記載のある確定申告書など(写し)	2回目以降の申請の場合のみ
	(12)税務署に提出した開業届出書など(写し)	開業後の場合
	(13)店舗等の賃貸借契約書など(写し)	開業前の場合
(14)事業所所在地記載のある確定申告書など(写し)	2回目以降の申請の場合のみ	
(15)振込先が確認できる書類(写し)	通帳表紙及び表紙裏等、名義や口座番号がわかる箇所を添付してください	

※(3)、(7)～(10)、(12)、(13)については、2回目以降の申請で前回の申請から変更がない場

合は省略することができます。

※(11)、(12)、(14)については、税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものの写しを提出してください。

⑤交付決定

- ・ 交付申請書の受理後、市は内容を審査し、可否を「栗東市創業支援融資利子補給金交付決定通知書（別記様式第3号）」により事業者へ交付決定を行います。

⑥利子補給金振込

- ・ 利子補給金交付申請書兼請求書に基づき、市から指定の口座に補給金を振り込みます。

※2年目以降は、④～⑥の手続きを行なっていただきます。

⑦事業者情報の提供

- ・ 個人情報の提供に関する同意書に基づき、利子補給や融資状況等に関する情報を相互に提供します。

(2) その他

- ・ 提出された書類は返却しませんので、必要な場合は各自でコピーを取っておいてください。
- ・ 虚偽の申請であることが判明した場合など、対象事業者としてふさわしくないと認められる場合には、交付決定を取り消すことがあります。また、交付決定の取消に伴い、交付された補給金の返還を求めることがあります。
- ・ 提出いただいた書類等の個人情報は、本補給金における対象事業者の交付決定以外の目的で使用することはありません。
- ・ その他要綱の規定に従っていただきます。

**【お問合せ先】 栗東市 商工観光労政課 商工・地域経済振興係**

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号（庁舎2階）

電話：077-551-0236 Fax：077-551-0148 E-mail:shoukan@city.ritto.lg.jp